

同窓会ご出席の皆様



東広島市内への



ターン

大歓迎



東広島市は、本市への移住定住を考えておられる方をサポートしています。
詳しくは、**定住サポートセンター**までご相談ください。

風と自由と東広島
東広島市移住特設サイト



移住定住に関する
市の支援制度



お問い合わせ先

東広島市定住サポートセンター

TEL : 082-422-1033

FAX : 082-426-3120

E-mail: hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

ひがしひろしま



移住支援金

東京圏からの移住×
就職・起業・テレワークに
最大100万円を補助

1 支給金額

単身者の場合	60万円
二人以上の世帯の場合	100万円
子育て加算	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算

2 対象者（移住元、移住先及び「しごと」のいずれかの要件を満たすこと）

移住元 ①又は②	<ul style="list-style-type: none">直近10年間で、計5年以上かつ直前の1年間、東京23区内に在住していること。直近10年間で、計5年以上かつ直前の1年間、東京圏に在住し、東京23区内へ通勤していること。	
移住先	<ul style="list-style-type: none">東広島市への転入令和3年9月1日以降で、転入後1年以内であること。5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。	
しごと	就職 (一般)	<ul style="list-style-type: none">「ひろしまワークス」に掲載している求人のうち、移住支援金対象となっていること。週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。5年以上、継続して勤務する意思を有していること。等
	就職 (専門人材)	<ul style="list-style-type: none">週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。5年以上、継続して勤務する意思を有していること。等
	テレワーク	<ul style="list-style-type: none">所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。等
	起業	<ul style="list-style-type: none">広島県が実施する起業支援事業に係る補助金の交付の決定を受けた日から1年以内であること。等

お問い合わせ先

東広島定住サポートセンター

広島県東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所地域策課内）

電話：082-422-1033 FAX：082-426-3120

E-mail：hgh200404@city.higashihiroshima.lg.jp

移住者等創業支援事業補助金

創業×移住

最大300万円を支援

人口減少地域において、新たに創業する方！
ゲストハウス、飲食店、美容室、IT関連事業など
店舗等の改修、備品の購入費等に

1 事業の目的

本市の人口減少が進む周辺地域で事業を開始しようとする者を支援し、地域産業の活性化や定住を促進することを目的として、事業開始に伴う経費の一部を補助します。

2 対象地域

八本松町	原・吉川小学校の学区	福富町	全域
志和町	全域	豊栄町	全域
高屋町	高屋東・造賀小学校の学区	河内町	全域
黒瀬町	板城西・上黒瀬・乃美尾小学校の学区	安芸津町	全域

3 対象者

- ア 対象地域に住所を有してから3年を経過していない者で、1年以上市外に住所を有していたもの
- イ 対象地域に住所を有してから3年を経過していない者で、1年以上対象地域以外の市内に住所を有していたもの
- ウ 対象地域に住所を移す予定がある者で、1年以上市外に住所を有しているもの
- エ 対象地域に住所を移す予定がある者で、1年以上周辺地域以外の市内に住所を有しているもの

4 対象経費

次に掲げる経費のうち市長が適当と認めるものの総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く）

- ア 店舗、事務所、営業所など補助対象事業を営むための建物の改修費用
- イ 店舗等に設置する設備の整備費用
- ウ 店舗等で使用する器具及び備品の購入費用

5 補助金額

上限300万円、対象経費の合計の2分の1の額（千円未満切り捨て）

お問い合わせ先

東広島定住サポートセンター

広島県東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所地域策課内）

電話：082-422-1033 FAX：082-426-3120

E-mail：hgh200404@city.higashihiroshima.lg.jp